

市第12号議案

横浜市建築基準条例の一部改正

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 6 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 節 興行場、公会堂及び集会場（第29条 第43条）」を「第 5 節 興行場、公会堂及び集会場（第29条 第43条）に

第 5 節の 2 遊技場（第43条の 2 第43条の 4 ） 」

改める。

第14条第 2 号中「遊技場」の次に「（法別表第 1 (II) 欄(4) 項に掲げる遊技場に限る。以下同じ。）」を加える。

第 2 章第 5 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節の 2 遊技場

（居室の廊下の幅）

第43条の 2 次のいずれかに該当し、周囲を壁、天井、戸等により区画された専ら遊興の用に供する小規模な居室（以下この節において「個室」という。）を有する遊技場（以下この節において「個室ビデオ店等」という。）の用途に供する建築物（その用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるものに限る。以下この節において同じ。）で、その階における居室の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるものの個室に面する廊下の

幅は、その両側に個室がある場合においては 1.2 メートル以上、その他の場合においては 90 センチメートル以上としなければならない。ただし、令第 119 条の規定の適用を受ける廊下については、この限りでない。

- (1) フィルム若しくはビデオテープ、ビデオディスクその他電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に係る記録媒体又は電気通信設備を利用して映像を見せる役務を提供する業務を営む店舗
- (2) カラオケボックス
- (3) インターネットを利用させ、又は漫画等を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗
- (4) 店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業を営む店舗
- (5) その他これらに類するものとして規則で定めるもの
（直通階段）

第 43 条の 3 個室ビデオ店等の用途に供する建築物で、その用途に供する階（避難階を除く。）に個室を有するものである場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けなければならない。ただし、5 階以下の階で、その階における居室の床面積の合計が 50 平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で令第 123 条第 2 項又は第 3 項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である 5 階以下の階でその階の居室の床面積の合計が 50 平方メートルを超えないものについては、こ

の限りでない。

- 2 主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項ただし書中「50平方メートル」とあるのは、「100平方メートル」とする。
- 3 第1項の規定により避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設ける場合において、個室ビデオ店等の用途に供する居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、令第120条に規定する歩行距離の数値の2分の1を超えてはならない。ただし、当該居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

（客用の出口）

第43条の4 個室ビデオ店等の用途に供する建築物で、その用途に供する階に個室を有するものである場合においては、その階における構えには、廊下若しくは広間の類又は階段（当該構えが避難階にある場合にあっては、廊下若しくは広間の類又は屋外）に通ずる2以上の客用の出口を設けなければならない。

- 2 前項の規定により設ける廊下又は広間の類に通ずる客用の出口に戸を設ける場合は、引き戸又は開放した場合において自動的に閉鎖する構造である外開きの戸としなければならない。

第53条の6第1項中「第41条」の次に「、第43条の3第2項」を加える。

第53条の7中「及び第38条第2項」を「、第38条第2項及び第43

条の 2 」に改める。

第53条の 8 中「及び第 2 項」の次に「、第43条の 2 」を加える。

第55条中「第 4 条の 2 」の次に「、第 5 条」を、「第 9 条」の次に「、第16条」を加える。

第56条第 2 項中「又は第40条」を「、第40条又は第43条の 2 から第43条の 4 まで」に改める。

第56条の 2 第 1 項中「第27条まで」の次に「、第43条の 2 」を加える。

第58条第 1 項中「第44条」を「第43条の 2 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

個室ビデオ店等に係る居室の廊下の幅、直通階段及び客用の出口に関する規定を新設する等のため、横浜市建築基準条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市建築基準条例（抜粋）

（ 上段 改正案 / 下段 現行 ）

目次

（第 1 章 から 第 1 章 の 3 ま で 省 略 ）

第 2 章 特殊建築物等

（第 1 節 から 第 5 節 ま で 省 略 ）

第 5 節 の 2 遊技場（第 43 条 の 2 第 43 条 の 4 ）

（第 6 節 から 第 9 節 ま で、第 2 章 の 2 から 第 4 章 ま で 及 び 付
則 省 略 ）

（用途の制限）

第 14 条 病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、共同住宅、寄宿舍又は児童福祉施設等（以下この条及び第 16 条第 1 項において「病院等」という。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるものは、病院等の用途に供する部分の下階を次のいずれかに掲げる建築物の用途に供してはならない。ただし、病院等の用途に供する部分の床及び下階の主要構造部を令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号の規定に適合する準耐火構造としたものについては、この限りでない。

（第 1 号省略）

- (2) 展示場、遊技場（法別表第 1 (ロ) 欄 (4) 項に掲げる遊技場に限る。以下同じ。）、飲食店、物品販売業を営む店舗又は倉庫の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの

第 5 節 の 2 遊 技 場

(居 室 の 廊 下 の 幅)

第 43 条 の 2 次 の い ず れ か に 該 当 し 、 周 囲 を 壁 、 天 井 、 戸 等 に よ り 区 画 さ れ た 専 ら 遊 興 の 用 に 供 す る 小 規 模 な 居 室 (以 下 こ の 節 に お い て 「 個 室 」 と い う 。) を 有 す る 遊 技 場 (以 下 こ の 節 に お い て 「 個 室 ビ デ オ 店 等 」 と い う 。) の 用 途 に 供 す る 建 築 物 (そ の 用 途 に 供 す る 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 100 平 方 メ ー ト ル を 超 え る も の に 限 る 。 以 下 こ の 節 に お い て 同 じ 。) で 、 そ の 階 に お け る 居 室 の 床 面 積 の 合 計 が 100 平 方 メ ー ト ル を 超 え る も の の 個 室 に 面 す る 廊 下 の 幅 は 、 そ の 両 側 に 個 室 が あ る 場 合 に お い て は 1.2 メ ー ト ル 以 上 、 そ の 他 の 場 合 に お い て は 90 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 と し な け れ ば な ら ない 。 た だ し 、 令 第 119 条 の 規 定 の 適 用 を 受 け る 廊 下 に つ い て は 、 こ の 限 り で ない 。

(1) フ ィ ル ム 若 し く は ビ デ オ テ ー プ 、 ビ デ オ デ ィ ス ク そ の 他 電 磁 的 記 録 (電 子 的 方 式 、 磁 気 的 方 式 そ の 他 人 の 知 覚 に よ っ て は 認 識 す る こ と が で き ない 方 式 で 作 ら れ る 記 録 を い う 。) に 係 る 記 録 媒 体 又 は 電 気 通 信 設 備 を 利 用 さ せ て 映 像 を 見 せ る 役 務 を 提 供 す る 業 務 を 営 む 店 舗

(2) カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス

(3) イ ン タ ー ネ ッ ト を 利 用 さ せ 、 又 は 漫 画 等 を 閲 覧 さ せ る 役 務 を 提 供 す る 業 務 を 営 む 店 舗

(4) 店 舗 型 電 話 異 性 紹 介 営 業 そ の 他 こ れ に 類 す る 営 業 を 営 む 店 舗

(5) そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の と し て 規 則 で 定 め る も の

(直 通 階 段)

第 43 条 の 3 個 室 ビ デ オ 店 等 の 用 途 に 供 す る 建 築 物 で 、 そ の 用 途 に

供する階（避難階を除く。）に個室を有するものである場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けなければならない。ただし、5 階以下の階で、その階における居室の床面積の合計が 50 平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で令第 123 条第 2 項又は第 3 項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である 5 階以下の階でその階の居室の床面積の合計が 50 平方メートルを超えないものについては、この限りでない。

2 主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項ただし書中「50 平方メートル」とあるのは、「100 平方メートル」とする。

3 第 1 項の規定により避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設ける場合において、個室ビデオ店等の用途に供する居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、令第 120 条に規定する歩行距離の数値の 2 分の 1 を超えてはならない。ただし、当該居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

（客用の出口）

第 43 条の 4 個室ビデオ店等の用途に供する建築物で、その用途に供する階に個室を有するものである場合においては、その階にお

ける構えには、廊下若しくは広間の類又は階段（当該構えが避難階にある場合にあっては、廊下若しくは広間の類又は屋外）に通ずる 2 以上の客用の出口を設けなければならない。

2 前項の規定により設ける廊下又は広間の類に通ずる客用の出口に戸を設ける場合は、引き戸又は開放した場合において自動的に閉鎖する構造である外開きの戸としなければならない。

（建築物の主要構造部に関する制限の特例）

第 53 条の 6 令第 108 条の 3 第 3 項に規定する建築物に対する第 6 条第 1 項、第 14 条、第 16 条第 2 項、第 17 条第 2 項、第 18 条、第 23 条の 2、第 23 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 25 条第 3 項、第 29 条第 3 項、第 30 条第 2 項、第 33 条第 1 項、第 36 条第 3 項、第 41 条、~~第 43 条の 3 第 2 項~~、第 44 条、第 45 条、第 49 条、第 51 条並びに第 53 条の 4 の規定（次項において「耐火性能に関する規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

（第 2 項省略）

（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用の特例）

第 53 条の 7 令第 129 条の 2 第 1 項に規定する建築物の部分については、第 19 条（診療所及び児童福祉施設等を除く。）、第 27 条第 2 項（廊下の幅に限る。）、第 35 条第 1 項から第 4 項まで、第 36 条第 1 項から第 4 項まで（同項第 2 号及び第 3 号を除く。）~~及び第 38 条第 2 項及び第 43 条の 2~~の規定は、適用しない。
第 38 条第 2 項

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の特例）

第 53 条の 8 令第 129 条の 2 の 2 第 1 項に規定する建築物について

は、第16条第2項（病院、診療所及び児童福祉施設等を除き、令第112条第13項に規定する構造物に限る。）、第17条第2項（診療所及び児童福祉施設等を除き、令第112条第12項に規定する構造物に限る。）、第19条（診療所及び児童福祉施設等を除く。）、第27条第2項（廊下の幅に限る。）、第33条第2項、第35条第1項から第4項まで、第36条第1項から第4項まで（同項第2号及び第3号を除く。）、第38条第1項、第2項及び第4項、第39条、第40条第1項（出口の幅の合計に限る。）及び第2項、~~第43条の2~~並びに第51条第1号（第16条第2項を準用する場合には令第112条第13項に規定する構造物に、第17条第2項を準用する場合には令第112条第12項に規定する構造物に限る。）の規定は、適用しない。

（仮設建築物に対する制限の緩和）

第55条 法第85条第5項に規定する仮設建築物については、第4条、第4条の2、~~第5条~~、第7条、第9条、~~第16条~~、第24条、第29条、第33条、第36条第3項、第38条第4項、第39条、第41条、第47条、第47条の2又は第49条から第53条までの規定は、適用しない。

（既存建築物に対する制限の緩和）

第56条 （第1項省略）

2 法第3条第2項の規定により第13条、第15条、第19条、第20条、第25条、第26条、第27条第1項若しくは第2項、第30条、第34条、第35条、第36条、第39条、~~第40条又は第43条の2から第43条の4まで~~
又は第40条の4までの規定の適用を受けない建築物であって、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画され

た部分（以下この項において「独立部分」という。）が 2 以上あるものについて増築等をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

（第 3 項及び第 4 項省略）

（特定の用途に供する部分の床面積の合計に算入しない面積）

第 56 条の 2 次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分に対する第 4 条の 3、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 14 条から第 18 条まで、第 20 条の 2、第 23 条の 2 から第 27 条まで、~~第 43 条の 2~~、第 52 条及び第 53 条の規定（以下この項において「特定規定」という。）の適用については、当該各号に掲げる面積は、特定規定に規定する用途に供する部分の床面積の合計に算入しない。

（第 1 号、第 2 号及び第 2 項省略）

第 58 条 第 3 条、第 3 条の 2 第 2 項若しくは第 4 項、第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 4 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 6 条の 2、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 15 条まで、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項（第 23 条の 4 第 2 項及び第 51 条第 1 号において準用する場合を含む。）、第 17 条第 1 項若しくは第 2 項（第 23 条の 4 第 2 項及び第 51 条第 1 号において準用する場合を含む。）、第 18 条から第 20 条まで、第 20 条の 2 第 1 項、第 21 条から第 23 条の 3 まで、第 23 条の 4 第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項、第 26 条、第 27 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項、第 28 条第 1 項から第 3 項まで、第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 31 条、第 32 条第 1 項から第 4 項まで、第 33

条から第 34 条の 2 まで、第 35 条第 1 項若しくは第 3 項から第 6 項
まで、第 36 条第 1 項から第 4 項まで、第 37 条から第 41 条まで、第
43 条の 2
44 条から第 46 条まで、第 47 条第 1 項、第 47 条の 2、第 48 条、
第 49 条第 1 項、第 50 条、第 51 条第 2 号若しくは第 3 号、第 52 条第
1 項若しくは第 2 項、第 53 条第 1 項又は第 53 条の 2 から第 53 条の
5 までの規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建
築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計
図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、
工作物又は建築設備の工事施工者）は、500,000 円以下の罰金に
処する。

（第 2 項及び第 3 項省略）